JCRP21－26

JCSS 登録及び認定の一般要求事項

（第 26 版）

改正：2026 年 10 月 7 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター　認定センター

目 次

はじめに....4
第1部 登録事業者に対する一般要求事項....4
1. 目的....4
2. 適用範囲....4
3. 関係法令及び引用文献....4
4. 用語....5
5. 申請事業者及び登録事業者の登録のための審査基準....7
5. 1 ISO/IEC 17025....7
5. 2 ISO/IEC 17025 の適用方針....7
5. 3 校正測定能力の測定不確かさに関する方針....12
6. 申請事業者及び登録事業者の遵守事項....12
7. 登録の有効期間....13
8. 技能試験要求事項....13
9. 標章の使用に関する規定....13
9. 1 基本方針....13
9. 2 標章....13
9. 3 校正証明書に使用する場合の要求事項....14
9. 4 宣伝等における標章の使用....15
9. 5 標章の使用中止及び校正証明書発行の一時停止....15
10. 届出の義務....16
11. 立入検査等....16
第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する一般要求事項....17
1. 目的....17
2. 適用範囲....17
3. 関係法令及び引用文献....17
4. 用語....17
5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準....18
5. 1 ISO/IEC 17025....18
5. 2 ISO/IEC 17025 の適用方針....18
6. 申請事業者及び認定事業者の遵守事項....19
7. 審査及び認定周期....19
8. 技能試験要求事項....20
9. 認定シンボルの使用に関する規定....20
10. 届け出の義務....21
11. 立入検査等....21
12. 認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し....21
第3部 JCSS 標準物質生産者に対する一般要求事項....22
1. 目的....22
2. 適用範囲....22
3. 関係法令及び引用文献....22
4. 用語....22
5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準....22

５．１ ISO 17034 22
５．２ ISO 17034 の適用方針 22
６． 申請事業者及び認定事業者の順守事項 24
７．審査及び認定周期 25
８． 技能試験要求事項 25
９． 認定シンボルの使用に関する規定（JCSS 標準物質生産者） 25
１０．届出の義務 25
１１． 立入検査等 25
１２．認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し 25
附属書１ 校正証明書1ページ目の様式例等 28
附属書２ JCSS を引用した校正ラベルを使用する場合についての規定 32
附属書３ 現地校正を行う場合の要求事項 34
附属書４ 遠隔校正を行う場合の要求事項 37
附属書５ カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書等に対する標章又は認定シンボルの使用例 41

JCSS 登録及び認定の一般要求事項

はじめに

この文書は、計量法に基づく校正事業者登録制度（以下「JCSS」という。）において、登録を受ける又は維持するために必要な事項を定める。

この文書は、大きく3つの部分から構成され、第1部は登録事業者に対する一般要求事項、第2部は、JCSS においてさらに認定国際基準に対応する事業者（以下「JCSS 認定事業者」という。）に対する一般要求事項、第3部は、JCSS 認定事業者のうちさらに標準物質生産者としての認定を希望する事業者（以下「JCSS標準物質生産者」という。）に対する一般要求事項を規定している。

第2部及び第3部は、第1部の一般要求事項に付け加わるものであり、番号付けは第1部に対応させており、同じ番号のものは第1部の規定を置き換えている。

なお、この文書中で独立行政法人製品評価技術基盤機構への届け出が必要な場合など、登録の申請と維持に係る手続きの詳細については、別途発行されている「JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き（JCRP22）」及び「JCSS 登録申請書類作成のための手引き（JCRP22S01）」を参照のこと。

本規程を管理する担当課は適合性評価推進センター認定センターである。

第1部　登録事業者に対する一般要求事項

1. 目的

この文書は、法令に基づき JCSS 登録を受ける又は維持するために必要な事項を、「認定制度品質マニュアル」に従って定めるものである。

2. 適用範囲

(1) この JCSS 登録及び認定の一般要求事項（以下「一般要求事項」という。）は、計量法第143条第1項に規定する登録を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）及び登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に適用する。

(2) この一般要求事項は、計量法校正事業者登録制度関係法令（以下「関係法令」という。）を補完し、申請事業者及び登録事業者が満たさなければならない要件のうち、登録に係る区分、校正手法の区分、種類、校正範囲及び拡張不確かさ（以下「登録範囲」という。）に関わらず全体に共通するものをまとめたものである。個別の技術分野において要求事項に対する具体的な適用の指針がある場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）が別に定める分野別の技術的要求事項適用指針に定める。

(3) この一般要求事項は、次の関係法令及び校正機関認定に関する国際指針に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 関係法令及び引用文献

- 計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）：第 8 章
  注）計量法の一部改正については、「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年 6 月 11 日法律第 76 号）」（平成 17 年 7 月 1 日施行）による。
- 計量法施行令（平成 5 年 10 月 6 日政令第 329 号）：第 38 条の 2、第 39 条
  注）計量法施行令の一部改正については、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 16 年 12 月 22 日政令第 410 号）」（平成 17 年 7 月 1 日施行）による。

・ 計量法関係手数料令(平成 5 年 10 月 20 日政令第 340 号):第1条　指定、登録等に係る手数料の額
注)計量法関係手数料令の一部改正については、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成 16 年 12 月 22 日政令第 410 号)」(平成 17 年 7 月 1 日施行)による。
・ 計量法施行規則(平成 5 年 10 月 25 日通商産業省令第 69 号):第 8 章
注)計量法施行規則の一部改正については、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年 3 月 15 日経済産業省令第 23 号)」(平成 17 年 7 月 1 日施行)、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年 9 月 30 日経済産業省令第 95 号)」(平成 17 年 10 月 1 日施行)、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 18 年 3 月 31 日経済産業省令第 37 号)」(平成 18 年 4 月 1 日施行)、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年 9 月 22 日経済産業省令第 69 号)」(平成 29 年 9 月 22 日施行、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年 3 月 30 日経済産業省令第 10 号)」(平成 30 年 3 月 30 日施行)、「計量法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年 9 月 6 日経済産業省令第 54 号)」(平成 30 年 9 月 6 日施行)及び「計量法施行規則の一部を改正する省令(令和元年 12 月 20 日経済産業省令第 52 号)」)による。
・ 計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程(適合－部門－JCSS 登録)
・ IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針(URP23)
・ IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針(URP33)
・ ISO 80000-1 (2009): Quantities and units Part 1: General
・ ISO/IEC 17025 (2017) (JIS Q 17025(2018)): General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
・ JIS Z 8103 (2019) : 計測用語
・ ISO/IEC 17000 (2004) (JIS Q 17000 (2005)): Conformity assessment - Vocabulary and general principles (適合性評価－用語及び一般原則)
・ ISO/IEC Guide 99 (2007): International vocabulary of metrology - Basic and general concepts and associated terms (VIM)(国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語(VIM))(以下「VIM3」という。)
・ ISO/IEC Guide 98-3 (2008) : Uncertainty of measurement - Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM: 1995) (以下「GUM」という。)
・ Global ACI-TECH-1-009: Global ACI Policy for Measurement Uncertainty in Calibration (校正における測定不確かさに関する Global ACI 方針)

なお、国際規格について()書きで JIS 規格を併記する場合はその JIS 規格は国際規格の翻訳規格であることを示す。

4. 用語

この一般要求事項では、関係法令、ISO/IEC 17000 及び VIM3 で定義された用語を用いる他、次の用語を定義する。

(1) 特定二次標準器

特定標準器による校正等[備考 1)]を受けた計量器[備考 2)]をいう。この用語に標準物質を含める場合には、「特定二次標準器等」という用語を使用する。

備考 1: 「特定標準器による校正等」とは、特定標準器又は特定副標準器を用いて行う計量器の校正又は特定標準物質(計量法第134条に規定する特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を用いて製造された標準物質)を用いて行う標準物質の値付けを意味する。

備考 2: 「計量器」とは、物象の状態の量を計るための器具、機械又は装置のことをいい、一般に「測定器」と呼ばれるものの他に、分銅やブロックゲージなどの実量器なども含まれる。JIS Z 8103 (計測用語)では、「計測器」という用語がこれに当たるが、この一般要求事項では関係法令で使用する「計量器」という用語に統一している。

(2) 常用参照標準

計量法第143条第2項第1号に規定される「特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質」のうち特定二次標準器等以外であって、該当する測定量において申請事業者及び登録事業者が保有する最上位の計量器又は標準物質をいう。

備考: VIM3 5.6 では、「reference measurement standard (常用参照測定標準)、reference standard(常用参照標準):ある組織又はある場所で、ある種類の量の他の測定標準を校正するために指定される測定標準」が定義されている。

(3) トランスファスタンダード

特定標準器又は特定副標準器にトレーサブルな計量器(測定標準を含む)であって、現地校正に携行するもの。

(4) 校正測定能力

校正測定能力は、計量法施行規則で以下のように規定されている。

校正測定能力:国際度量衡委員会が定めたものであって、ある測定量(measurand)の一つの単位又は一つ以上の値を実現する計量器の校正等を実施する場合、又は該当する量の測定のために使用される計量器の校正等を実施する場合において登録等の範囲の内で達成できる測定の最小不確かさ

備考1: 校正測定能力は、登録等の範囲(校正手法の区分、校正対象物の種類及び校正範囲)とともに記述され、測定不確かさによって特徴付けられる。 JCSS の登録においては、申請事業者及び登録事業者が登録等の範囲において主張する校正測定能力に関する審査を行い、登録する。

備考2: 校正測定能力の測定不確かさは、登録証に物理量の種類、校正方法、校正対象物の種類及び校正範囲とともに明記される。また、IAJapan が Web サイトに公表する登録事業者のダイレクトリにも記載され、登録事業者の潜在的顧客に対し必要な情報を提供するために用いられる。

備考3: 校正測定能力の定義の中で「登録等の範囲の内で」という用語を使用しているが、これはJCSS として「校正測定能力」という用語を使用する場合に、その測定不確かさは申請事業者及び登録事業者が登録を受ける/受けた事業の登録の範囲の内で達成できる最も小さい測定不確かさを意味し、必ずしもその事業者が持つ最高水準の能力(最小不確かさ)を意味するものではない。登録をある一定の範囲で受ける場合はその範囲において最も大きい拡張不確かさが校正測定能力となる。また、校正証明書に記載する不確かさに、校正測定能力の測定不確かさを濫用してはならない。

同時に、校正測定能力の定義は、登録事業者がその登録において校正測定能力の測定不確かさより小さい測定不確かさを主張する権利が与えられていないことを示している。実際の校正プロセスが測定不確かさを大きくしないことが実証されないときは、校正測定能力の測定不確かさよりも大きな不確かさを記述するよう求められているということである。概して、校正対象機器はその仕様に応じて、不確かさにある程度の寄与を与える。実際の不確かさを記述する際には、登録事業者は GUM の原則を適用するよう求められる。

(例)図 1 のような不確かさが得られる場合、申請可能な拡張不確かさは表 1 の通りである。

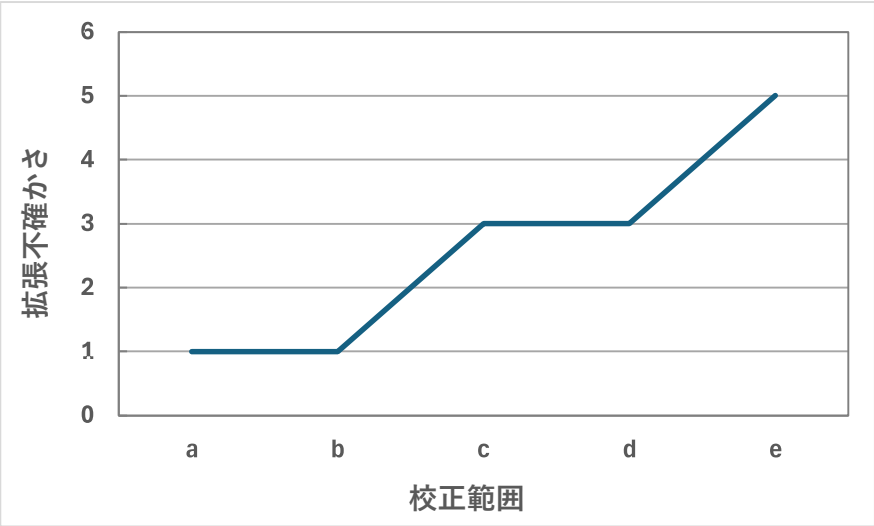


図 1 校正範囲と拡張不確かさ(例)

表 1 申請可能な校正測定能力

校正範囲	拡張不確かさ
a	1
a 超 b 以下	1
b 超 c 以下	3
c 超 d 未満	3
d 以上 e 以下	5

(5) 立入検査

計量法に基づき、IAJapan が必要と認めて実施する不定期の検査

(6) 校正ラベル

登録事業者が JCSS 校正等を行った計量器等に貼付できるラベルのこと。このラベルは校正の状況を示すものであって、計量器等の製品としての品質や仕様への適合が認証されたことを示すものではない。

5. 申請事業者及び登録事業者の登録のための審査基準

5. 1 ISO/IEC 17025

JCSS は、ISO/IEC 17025 の該当する項目を計量法第143条第2項第二号に適合するための審査基準とする(以下、ISO/IEC 17025 を JCSS の審査基準として引用する場合には、単に「審査基準」という)。登録事業者及び申請事業者は、ISO/IEC 17025 の該当する要求事項に適合しなければならない。

なお、「ISO/IEC 17025 の要求事項に適合する」とは、申請事業者においてもマネジメントシステムが運用されていることを意味し、内部監査及びマネジメントレビューが実施されていることを含むこととする。

5. 2 ISO/IEC 17025 の適用方針

JCSS では、関係法令の規定に対して、審査基準との整合を図るため、一部の要求事項について適用方針を定めた。登録事業者及び申請事業者は、審査基準に関し次の5. 2. 1項から5. 2. 7項に適合しなければならない。

５．２．１ 測定不確かさの評価 (ISO/IEC 17025 7.6 項)

(1) GUM に基づいて測定不確かさを評価すること。

(2) 拡張不確かさの算出においては、信頼の水準約 95 %に対応する区間を与える包含係数 k を決定すること。なお、包含係数 2 が信頼の水準約 95 %に対応する区間を与える場合、$k = 2$ を採用する。ただし、タイプ A 又はタイプ B によって評価された不確かさについて、ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に重大に寄与する場合は、その場合の有効自由度を評価し、GUM 附属書 G に従って適切な包含係数 k を算出すること。

５．２．２ 校正証明書(ISO/IEC 17025 7.8 項)

５．２．２．１ 校正証明書の様式

校正証明書は、技術分野ごとに定めた技術的要求事項適用指針に規定する様式がある場合には、その様式を参考として登録事業者が定め、IAJapan に提出した様式を使用すること。

なお、附属書1に校正証明書の１ページ目の様式例を示す。

５．２．２．２ 校正証明書への署名等

(1) 校正証明書発行責任者:

校正証明書の発行(承認)に責任を有する者は、IAJapan に校正証明書発行責任者として届け出ること。また、必要であれば、校正証明書発行責任者の不在の場合に備えて代理者を指名すること。校正証明書発行責任者及び代理者は複数名置いてもよい。

(2) 署名等:

校正証明書発行責任者は、校正証明書に署名又は同等の識別を付すこと(計量法施行規則第９４条第１項第３号関連)。署名又は同等の識別については電子的な媒体による作成を行ってもよい。ただし、この場合、署名又は同等の識別は個人を特定できるものであり、不正な複製に対する安全保護がなされていること。

５．２．２．３ 記載事項

校正証明書の記載事項は次のとおりとするほか、ISO/IEC 17025 の 7.8.2 項及び 7.8.4 項の規定、計量法施行規則第９４条及びこの一般要求事項の９. 項に定める標章の使用に関する規定のとおりとする。

(1) 計量器の校正等を行った計量器又は標準物質の名称、製造者名及び器物番号又は容器番号は、当該計量器又は標準物質を特定することができるものとする(計量法施行規則第９４条第５号関連)。

(2) 計量器の校正等の依頼をした者の住所については、顧客から要求があった場合には、都道府県名のみの記載としてもよい。

(3) 登録事業者が計量器又は標準物質を自ら販売し、又は貸し渡すことを目的とし、校正証明書に計量器の校正等を依頼した者の氏名又は名称及び住所の記載を省略する場合、必要に応じて、その理由を校正証明書に記載することができる。

例えば、「この校正証明書は、校正証明書付き計量器の販売を目的とし、販売前に当校正室で校正を実施した結果に基づいていますので、校正の依頼者名及び住所は省略しています。」と記載することができる。

(4) 校正証明書には、校正等の値(「計量器の校正等により得られた値」をいう。以下同じ。)及び測定不確かさを必ず記載するものとする。測定不確かさには、包含係数 k 及び信頼の水準約 95 %に対応する区間である旨を併記するものとする。また、包含係数 k が 2 よりも大きい場合は、有効自由度に関する情報を記載することができる。

(5) 校正証明書に記載する拡張不確かさの数値は、多くとも 2 桁の有効数字で表記すること。

校正結果（校正等の値及び測定不確かさのことを言う。以下同じ。）の算出において、計算中途で数値の丸めを行う場合は、最終校正結果に影響しない程度に十分な有効桁数を確保すること。なお、数値の丸め方については、数値の丸め方に関する一般的な基準を用いること（詳細は、GUM 及び ISO 80000-1 の Annex B を参照のこと）。ただし、拡張不確かさを丸める場合、その丸めが不確かさの数値を 5 %以上低下させるならば、切り上げられた値とすること。

(6) JCSS 校正事業においては、その登録校正において校正証明書に記載する測定不確かさは、登録された校正測定能力の測定不確かさより小さい数値であってはならない。

(7) 校正結果に付随する情報として、校正結果の解釈に必要な場合は特定された計量仕様若しくはその項目に対する適合性の表明を、校正証明書に含めてよいものとする（計量法施行規則第94条第1項第6号及び ISO/IEC 17025 7.8.6 項関連）。適合性の表明を行う場合には、5．2．2．4項に従うこと。

(8) 計量器の校正等の年月日については、校正等に要したすべての実施年月日（期間であってもよい）又は実施期間のうち最終日を記載するものとする。

(9) 校正証明書には、計量法第144条第1項に係る校正証明書である旨の記載をしなければならない。また、発行者の書面による承諾がない限り、この校正証明書の一部分のみを複製して用いてはならない旨についても記載するものとする。なお、国家計量標準にトレーサブルである旨の記載については、併せて行ってもよいものとする。これらの記載文例は、附属書1に示す。

(10) 校正証明書には、ISO/IEC 17025 に適合している旨の表記を行ってもよい。この場合の記載文例については、附属書1の校正証明書記載例2を参照のこと。

(11) 顧客との合意がある場合は、校正証明書又は校正ラベルに校正周期に関する推奨事項を記載することができる。この場合の記載文例については、附属書1の校正証明書記載例2を参照のこと。校正ラベルについては、附属書2を参照のこと。

備考1： 推奨事項であるため、例えば「次回校正は 1 年以内に実施しなければならない。」という表記はできない。

備考2： 顧客との合意に基づく校正周期に関する推奨事項の技術的妥当性の確認は、JCSS 審査の対象外である。

5．2．2．4 規格適合性の表明

(1) 特定された計量仕様[備考1)]若しくはその項目に対する規格適合性の表明を行う場合は、校正結果とは明確に区別して記載すること。また、校正証明書内に計量仕様に関する情報を記載しなければならない。

備考1： 特定された計量仕様とは、国内規格、国際規格、工業会基準、メーカースペック、登録事業者が独自に定めた仕様（基準）、顧客が独自に定めた仕様（基準）等において計量仕様と判断できるものが対象となる。

備考2： 計量仕様の定義の技術的妥当性の確認は JCSS 審査の対象外である。

(2) 特定された計量仕様への適合性の表明は、製品認証との混同を避けるために、校正事業の対象となる校正結果についてのみの適合性の表明に限定しなければならない。すなわち、JIS 製品規格や OIML 勧告（機能要求事項等を含む）全体への適合表明ではなく、それらの規格のどの項目（計量仕様）に適合（不適合）であるかを明確にすること。

例えば、この方針に従って、ブロックゲージの計量仕様への適合表明をする場合、次のように記載しなければならない。

「このブロックゲージの寸法は JIS B 7506:2004 の（6.2） 寸法許容差における1級に適合しています。」

備考： 適合性の表明においては、Global ACI TECH-1-002: Guidelines on Decision Rules and Statement of Conformity （判定ルールと適合性表明のためのガイドライン）が参考になる。

5．2．2．5 校正証明書の扱い

1件の校正対象又は校正結果に対して、紙媒体の校正証明書を複数部発行する場合及び紙発行と電磁的方法による発行を併せ行う場合においては、個々の校正証明書に固有の識別を与えなければならない（ただし、熱量標準安息香酸及び各種標準液を除く。）。校正証明書の複写については、この一般要求事項の9．項に定める規定に従うものとする。

5．2．2．6 校正証明書に用いる言語

校正証明書は、英語によるものであってもよい。当面、英語以外の外国語による校正証明書は認めないものとする。

5．2．2．7 登録範囲外の結果を校正証明書に含む場合

校正証明書には、付随する情報として、登録範囲外の校正結果[備考 1~3)]を含んでもよいが、その結果は登録範囲外であることが明確に識別されること。登録範囲内の校正結果が一つも含まれない場合は、JCSS 標章を付した校正証明書は発行できない。

備考1： 登録を受けた校正の範囲（レンジや校正測定能力の測定不確かさ）の外の校正結果は、「登録範囲外の校正結果」である。

備考2： 分銅校正における協定値によらない質量値算出のために必要な体積測定などは、該当する量そのものの測定ではないが、校正結果に直接影響する測定であり、登録範囲内に含まれるべきものである。

備考3： 校正対象物が異なるような登録校正と無関係な校正結果は「登録範囲外の校正結果」であることを明記しても記載することはできない。

5．2．2．8 手書きの校正証明書

手書きによる校正証明書の発行を認めるものとするが、この場合、校正証明書の内容は、明確かつ簡明であり、容易に消えない方法で記載されたものであること。

5．2．2．9 電磁的方法による校正証明書の発行

電磁的方法により校正証明書を発行する場合、発行及び交付に係る手順をもち適用すること。その手順には、記載事項の改ざんを防止するための措置及び機密情報の管理を含めること[備考 1~3)]。

備考1： 電磁的方法により発行される校正証明書の交付の方法として、以下の種類が挙げられる。

・校正事業者のシステムから、顧客にメール添付等により交付する方法

・校正事業者のシステムにおいて、顧客が校正証明書の閲覧を可能とし、PC にダウンロード等により保存する方法

・CD 等の電磁的記録媒体に保存し、顧客に交付する方法

備考2： 「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定される“電子署名”の使用は、発行者の明確な特定、及び記載事項の改ざん等を防止するために有効である。電子署名やタイムスタンプを付す外部サービス提供者を利用する場合は、その外部提供者の機密情報管理が適切であることを確実にする必要がある。（ISO/IEC 17025 7.11.4）

備考3：発行及び交付に係る手順には以下が含まれるが、これらに限定されない。

・“電磁的方法による発行”について、契約段階で顧客の合意を得ること

・紙発行版と“電磁的方法による発行”版の識別管理方法

・電磁的方法により発行される校正証明書の誤送付を防止するための手順

５．２．３ 下請負契約 (ISO/IEC 17025 6.6, 7.8.2.1 p)項)

IAJapan は、校正の下請負契約の要求事項に対して、次のとおり適用するものとする。ただし、この方針は下請負契約によって行われた校正結果を自身の JCSS 標章を付して発行する校正証明書に登録範囲内の結果として記載する場合に適用するものであり、登録範囲外の下請負契約について制限するものではない。

(1) 申請事業者及び登録事業者は、登録を受けた範囲の中[備考1)]で、校正業務の一部を下請負に出してよいものとする。この場合、下請負先は登録事業者に限るものとする。

(2) 登録校正業務の一部を下請負に出す場合であっても、申請事業者及び登録事業者（元請け）は、設備を含めその業務の遂行能力を有していなければならない。

(3) 登録された校正業務を下請負に出した場合には、事業者は下請負先から発行された当該下請業務に係る JCSS 標章付証明書を入手しなければならない。

(4) 下請負によって実施された校正結果を校正証明書に引用[備考 2)]する場合には、その結果が下請負により実施されたことについての明確な識別をしなければならない。

備考１: (1)でいう「登録範囲の中」とは、「登録に係る区分、校正手法の区分の呼称、種類、校正範囲の内側を示し、校正測定能力の測定不確かさが小さくならない範囲」を意味する。

備考２: (4)でいう「引用」とは、発行する校正証明書の中に下請負先の校正結果そのものを引用する場合と下請負先から発行された校正証明書の識別番号を引用する場合があるが、識別番号を引用する場合は下請負先の校正証明書（写し）を添付しなければならない

５．２．４ 現地校正

附属書3に示す「現地校正を行う場合の要求事項」に適合すること。

５．２．５ 遠隔校正

附属書4に示す「遠隔校正を行う場合の要求事項」に適合すること。なお、この要求事項の具体的な適用の指針は、量別の技術的要求事項適用指針等に定める。具体化させた事項がある場合にはその具体的な指針を参考とすること。

５．２．６ 特定二次標準器及び常用参照標準

５．２．６．１ 保有形態

登録事業に用いる特定二次標準器及び常用参照標準は申請事業者及び登録事業者が保有するものでなければならない。ここで、保有とは、所有又はリース契約など長期の使用契約を結び常に自社の管理下にあることをいう。

５．２．６．２ 校正周期

計量法施行規則第９３条による。

－計量法施行規則第９３条－

登録事業者が計量器の校正等に用いる特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質の校正等の期間は、校正等を行った日の翌月の一日から１年とする。ただし、機構が定めるものにあっては、それぞれ別に定める期間[備考)]とする。

ただし、計量法施行規則第９３条で定める期間内であっても、計量器又は標準物質が滅失その他の事由により、登録事業者が行う計量器の校正等を適切に行えなくなった時は、その時点で、特定標準器、特定標準物質、特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に校正等をされた計量器若しくは標準物質による校正等を受けなければならない。

備考: 「別に定める期間」とは、「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程(JCSS 登録)」で定めた期間である。

5．2．7 トレーサビリティ方針

申請事業者及び登録事業者は、IAJapan が別に定める「IAJapan 計量トレーサビリティに関する方針」(URP23)に従い、登録範囲内の校正に用いる特定二次標準器等、常用参照標準、実用標準及び重要校正用機器は適切な校正によって、国際単位系等への測定のトレーサビリティを確保しなければならない。

5．3 校正測定能力の測定不確かさに関する方針

申請事業者及び登録事業者が主張する(登録申請書別紙に記載する)校正測定能力の測定不確かさは、以下を満足しなければならない。

(1) 校正測定能力の測定不確かさの根拠は、測定不確かさの評価を記述した文書で明確にすること。
(2) 校正測定能力の測定不確かさは、信頼の水準約 95 %を示す拡張不確かさとして表明されること。
(3) 校正測定能力の拡張不確かさは、校正等の値と同じ単位で表明されるか、又は校正等の値に対する相対値(例えば、%、mV/V)として表明されること。[備考 1)]
(4) “現存する最良の校正品目”[備考 2)]を想定した測定不確かさ要因の寄与を適切に評価し、不確かさに含めること。“現存する最良の校正品目”の繰返し性不確かさの寄与がゼロに等しいことがあり得る場合、その数値を校正測定能力の測定不確かさの評価に使用してもよいが、他の必要な不確かさ要因は適切に評価し含めること。
(5) 校正品目の特性に基づく寄与を他不確かさ要因から分離できる場合、その寄与を校正測定能力の測定不確かさに含めないことがある。その場合には、校正測定能力の測定不確かさが校正品目の特性に由来する不確かさ要因を含んでいない旨を、校正測定能力に係る申請書に明確に表明すること。
(6) 標準物質の場合、値付け手順に伴う不確かさ要因(マトリックス効果、妨害成分の影響等)を適切に考慮すること。

備考 1:SI 単位の表記の仕方については、次の文書が参考になる。

1)The International System of Units(SI)- BIPM 発行
リンク先: http://www.bipm.org/en/si/si_brochure/

2)Guide for the Use of the International System of Units (SI) - NIST 発行
リンク先: http://www.nist.gov/pml/pubs/sp811/index.cfm

3)国際単位系 - NMIJ 発行
リンク先: https://unit.aist.go.jp/nmij/info/redefinition/

備考 2:Global ACI-TECH-1-009 では“best existing device”と表現されている。詳細については「校正における測定不確かさの評価(JCG200)」付録 A を参照されたい。

6．申請事業者及び登録事業者の遵守事項

申請事業者及び登録事業者は、登録を取得し、その登録資格を維持するために次に掲げる事項を遵守しなければならない。申請事業者は「遵守事項の誓約書」(「JCSS 登録申請書類作成のための手引き(JCRP22S01)」参照)を、申請時に申請書類とともに IAJapan に提出すること。

(1) 計量法第8章関係法令・告示の規定を遵守し、公正で誠実な事業を維持すること。
(2) 常に、ISO/IEC 17025 の関係条項に適合すること。
(3) 認定機関が定めた要求事項(認定機関が定めた手数料の支払い及び量別の技術基準等の技術的要求事項を含む。)に適合すること。

(4) 登録されていることに言及する場合は、校正測定能力（登録された登録に係る区分、校正手法の区分の呼称、計量器等の種類、校正範囲及び拡張不確かさ）の範囲内で行う校正業務についてのみ主張すること。
(5) IAJapan の信用を落とすような方法で登録を引用しないこと。また、IAJapan が、誤解を招くと判断する、又は認めていない内容の登録に関するいかなる表明もしないこと。
(6) 登録が失効した又は取り消された場合、直ちに登録の引用を含む広報物の使用を停止すること。
(7) 登録が失効した又は取り消された場合、速やかに登録証を IAJapan に返納すること。
(8) IAJapan によって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で登録を利用しないこと。
(9) 校正証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されることがないように確保すること。
(10) 校正証明書への標章及び登録の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における登録の引用方法は、IAJapan が定める規定に従うこと。
(11) 登録の要件への適合性を IAJapan が確認のため実施する審査及び立入検査において、すべての校正区域への立入り、文書及び記録の閲覧、職員との接見など、必要な便宜を図り協力すること。また、IAJapan から要請された場合、当該事業者の顧客サイトでの校正活動への立ち会いを手配すること。
(12) IAJapan から登録の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、IAJapan に措置の完了を知らせること。

7. 登録の有効期間

登録の有効期間は4年であり、登録の更新を希望する場合は、登録の有効期間が満了する 5 月前までに登録更新申請をしなければならない。

8. 技能試験要求事項

申請事業者及び登録事業者は、IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験及び/又は技能試験以外の試験所間比較への参加に関する方針」（URP33）に従うこと。

9. 標章の使用に関する規定

9. 1 基本方針

(1) 登録事業者は、登録範囲の校正を行った場合、標章を付した校正証明書を発行することができる。
(2) IAJapan は、計量法第144条に従い、この一般要求事項に規定する場合を除き、何人も計量器の校正等に係る校正証明書に JCSS の標章又はこれと紛らわしい標章を付すことを認めない。また、計量法施行規則第91条第五号に定める書類として、「標章の使用方法を記述した書類」を作成し、申請書類の添付14として、提出すること。

9. 2 標章

(1) 標章の形状・比率については、図1に示すとおり、計量法施行規則第94条第2項に定めるとおりとする。
(2) 標章の色は、標章全体同一色を原則とする。

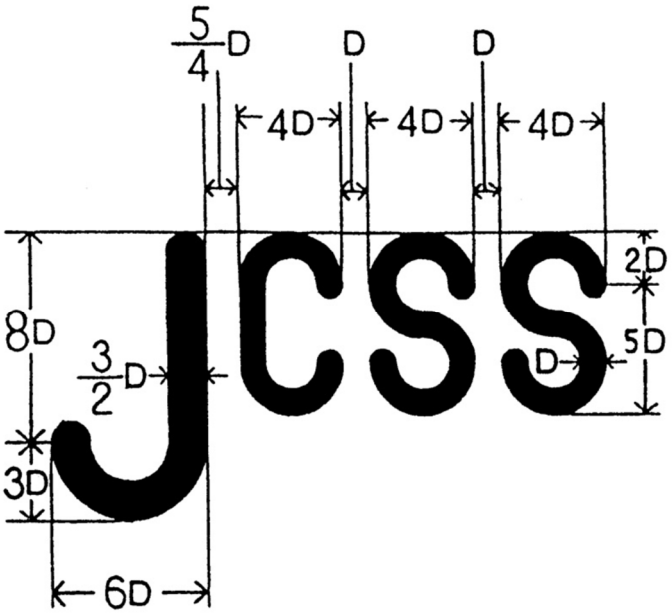


図1　標章の形状及び比率

9．3　校正証明書に使用する場合の要求事項

9．3．1　校正証明書等の様式

登録事業者は、標章付きの校正証明書、必要な場合は、標章付きの英語による校正証明書の様式を事前に IAJapan に届け出なければならない。

9．3．2　校正証明書に標章を付す場合の登録番号の記載

校正証明書に標章を付す場合には、9．2項に定める標章の文字″CSS″下に登録番号（4桁）を付すこと。（下図2参照） また、校正ラベルを用いた校正器物に対する校正証明書に標章を付す場合には、9．2項に定める標章の文字″CSS″下に JCSS 及び4桁（半角大文字）で示された登録番号を付すこと（下図3参照）。

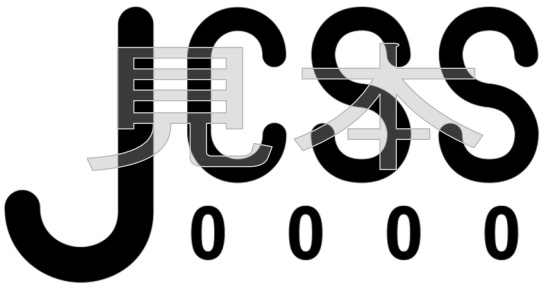


図2　校正証明書に標章を付す場合の登録番号の記載

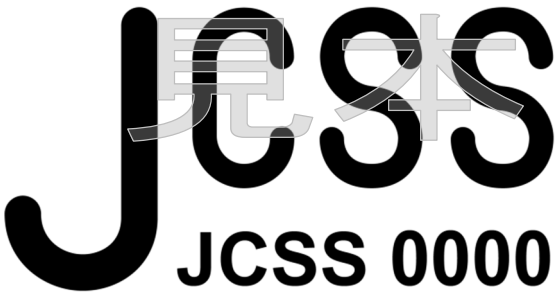


図3 校正ラベルを用いた校正器物に対する校正証明書に標章を付す場合

9．3．3 紙発行校正証明書の複写物及び電磁的方法により発行される校正証明書の印刷物の扱い

登録事業者は、紙媒体により発行した校正証明書について、カラーコピー機等で複写をする場合は、正本と区別することを目的に、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を付すか、正本と区別できるような工夫をしておくことを、顧客に求めることが必要である。

また、電磁的方法により発行した校正証明書について、その印刷物は正式な校正証明書ではない旨を校正証明書に記載する、印刷物に「COPY」、「写し」等が明瞭に表示されるような工夫をしておく、等の配慮が必要である。

9．4 宣伝等における標章の使用

登録事業者は、自身の登録資格の宣伝等の目的のために標章を使用する場合には、次に定める事項を遵守しなければならない。

9．4．1 標章は、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい使用をしてはならない。

9．4．2 標章は、単独で校正証明書以外に使用することはできないが、校正事業者登録制度の普及及び啓発の必要性に鑑み、以下の条件を満たす場合、カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書に標章の使用を認める。

(1) 標章は、標章を説明する文章の中で用いる。

(2) 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。

附属書5に使用可の例及び使用不可の例を示す。例以外の使用については、事前に IAJapan の承認を得ること。なお、名刺への標章の使用が認められるのは、JCSS として登録された事業所に限られるものであり、製造部門などの他部門社員への名刺の標章使用は認められない。また、JCSS 校正の依頼を受け付ける営業部門が、「標章の使用方法を記述した書類」に明確に規定され、JCSS として登録された事業所により、適切に管理されていれば、当該営業部門の社員については名刺の標章使用が認められる。

9．5 標章の使用中止及び校正証明書発行の一時停止

登録事業者は、登録が失効した場合若しくは取り消しになった場合、又は、登録に係る事業を廃止した場合、直ちにすべての標章の使用を中止しなければならない。

また、計量法施行規則第91条の3で定める期日までに登録更新申請しているが、有効期間の満了の日までに登録更新手続きが完了しなかった場合には、有効期間の満了の日の翌日から登録更新されるまで

の間は、登録事業者は計量法第１４４条第１項で定める校正証明書の発行を一時停止しなければならない（「計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程（JCSS 登録）」第１６条3項を参照）。

１０. 届出の義務

登録事業者は、登録内容に係る重大な変更、事業の承継、事業の廃止及び登録校正事業の実績について届出なければならない。詳細は、「JCSS 登録及び認定の取得と維持のための手引き（JCRP22）」（以下「手引き」という。）を参照のこと。

１１. 立入検査等

IAJapan が必要と考える場合、報告徴収及び立入検査（法律に基づく立入検査）を行うことがある。また、登録の取消し基準に該当する時には登録が取り消される場合がある。これらの詳細は、手引きを参照のこと。

第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する一般要求事項

1. 目的

この文書は、JCSS 認定スキームに基づき、登録事業者が JCSS 認定を受ける又は維持するために必要な事項を定める。

2. 適用範囲

(1)から(3)まで

第1部と同じ(なお、第 1 部において、登録と記載している部分は認定と読み替える。以下同じ)。

3. 関係法令及び引用文献

第1部の関係法令及び引用文献のほか、以下のとおり。

- ISO/IEC 17011(2017) (JIS Q 17011(2018)): Conformity assessment – Requirement for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価ー適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- 認定スキーム文書(UIF03)
- ILAC-R7(2015):Rules for the Use of the ILAC MRA Mark(ILAC MRA マーク使用ルール)
- ILAC-P8 (2023):ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement): Supplementary requirements for the Use of Accreditation Symbols and for Claims of Accreditation Status by Accredited Conformity Assessment Bodies (ILAC 相互承認取決め:認定された適合性評価機関による認定シンボルの使用及び認定の地位の主張に関する補足的要求事項)
- Global ACI MRA-006(2025):Use of The MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies(認定機関及び適合性評価機関による MRA マークの使用、及び適合性評価機関による認定の地位の主張)

4. 用語

(1)から(6)まで、ただし(5)を除く

第1部と同じ。

(7) 認定国際基準

IAJapan が Global ACI(グローバル認定協力機構)の多角的承認取決め(MRA:Multilateral Recognition Arrangement)及び APAC(アジア太平洋認定協力機構)の相互承認取決め(MRA:Mutual Recognition Arrangement)(以下、国際 MRA という。)に参加することにより生じる、試験所・校正機関認定制度の国際的な要求事項のこと。

(8) サーベイランス審査

認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、IAJapan が定期的に行う審査。

(9) 認定機関ロゴ

IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。IAJapanが発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。IAJapan以外の者は認定機関ロゴを使用することはできない。(下図4参照)

備考:IAJapan認定機関ロゴは商標登録されている。(国内商標登録番号:登録第5745621号、国際商標登録番号:1264278)



図4 IAJapan認定機関ロゴ

(10) ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル

ILAC MRA マークの使用ルール(ILAC-R7 及び ILAC-P8)の中で規定している MRA マーク及び認定シンボルとの組み合わせで JCSS 認定事業者が発行する校正証明書等に使用することができるシンボル。JCSS 認定事業者は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用することができるため、以下この部において「認定シンボル」とある記載は「ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル」を指す。(9. 参照)

備考:認定に関する国際機関であった ILAC(国際試験所認定協力機構)は、2025 年 12 月末をもって解散し、ILAC MRA マークの所有権は 2026 年 1 月以降 Global ACI に引き継がれている。Global ACI が新たに作成する Global ACI MRA マークが各経済圏で法的に使用できるようになるまでの間、当該経済圏の認定機関から認定された適合性評価機関は暫定的に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを Global ACI MRA への言及のために使用してよいこととされている。使用にかかる条件等、IAJapan から提供される情報を参考にされたい。

5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準

5. 1 ISO/IEC 17025

第1部と同じ。

備考: ①密度・屈折率区分の標準液、②粘度区分の標準液、及び③濃度区分(標準液、標準ガス)の JCSS 認定事業者であり、かつ ISO 17034 の認定を受けていない事業者にあっては、【認証標準物質(CRM)認証書】と誤解されるような証明書を発行してはならない。

5. 2 ISO/IEC 17025 の適用方針

5. 2. 1 測定の不確かさの評価(ISO/IEC 17025 7.6 項)

第1部と同じ。

5. 2. 2 校正証明書(ISO/IEC 17025 7.8 項)

5. 2. 2. 1 校正証明書の様式

第1部と同じ。

5. 2. 2. 2 校正証明書への署名等

第1部と同じ。

5. 2. 2. 3 記載事項

(1)から(11)まで

第1部と同じ。

(12) JCSS 認定事業者は、校正証明書に前(1)から(11)のほか、認定国際基準に対応している旨の記載を行うことができる。この場合の記載文例は、附属書1の校正証明書 1 ページ目の様式例等を参照のこと。

5．2．2．4から5．2．2．9まで
第1部と同じ。

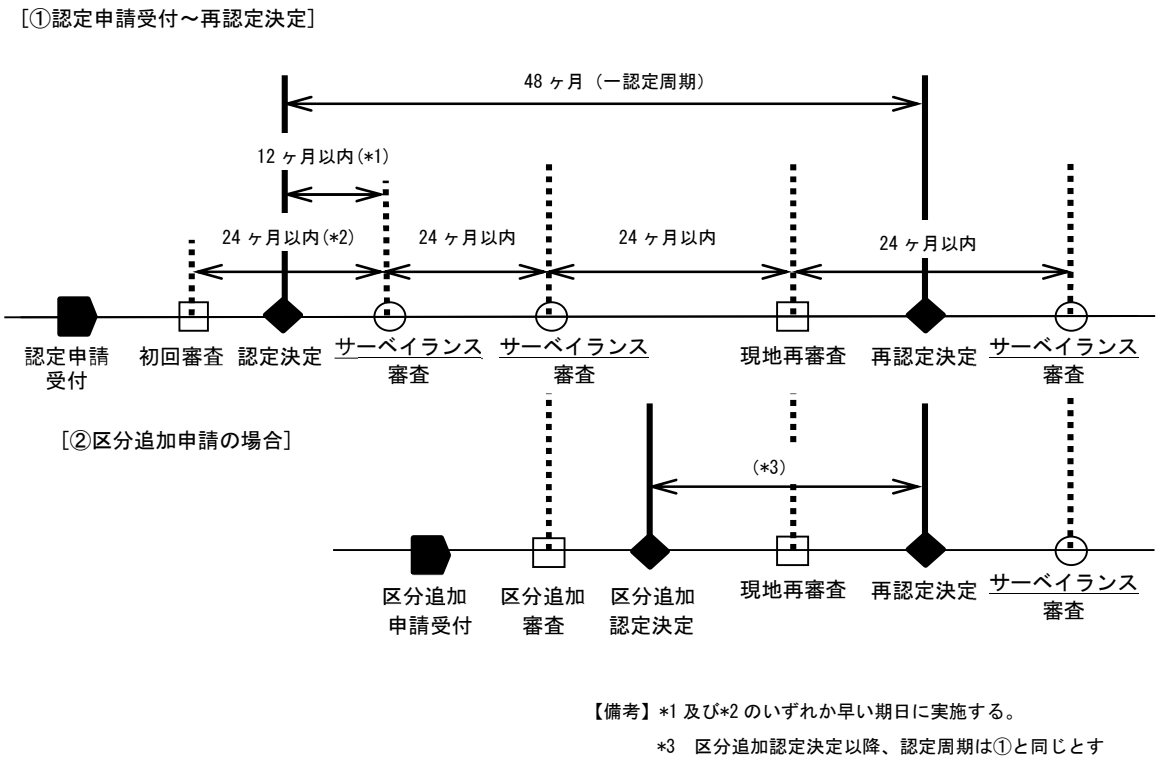
5．2．3から5．2．7まで
第1部と同じ。

5．3 校正測定能力の測定不確かさに関する方針
第1部と同じ。

6．申請事業者及び認定事業者の遵守事項
(1) 認定スキーム文書(UIF03)に記載された全ての規定、要求事項に適合すること。
(2) 申請事業者は、認定申請時に別に定める「認定に関する約款」の記載内容について合意すること。
(3) 別に定める「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」3．適合性評価機関の義務を遵守すること。加えて認定事業者は、認定の地位の主張に関し、別に定める「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」に掲げる事項を遵守すること。
(4) 認定申請書類に変更が生じた場合、手引きに規定する届出が必要な事例及び提出書類を確認のうえ、「記載事項変更届」により届け出ること。なお、登録(登録更新)審査中の場合は、「登録(登録更新)申請書訂正願」により届け出ること。
(5) IAJapan から認定の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、(4)の様式を用いて IAJapan に届け出ること。
(6) 認定に用いられる規格(例えば、ISO/IEC 17025)を用いて認定又は認証行為を行わないこと。下請負事業者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請負事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであって、ISO/IEC 17011 に基づく認定又は認証ではない旨を明記すること。

7．審査及び認定周期
(1) 審査の種類(初回認定審査、サーベイランス審査、再認定審査、区分追加審査(範囲拡大審査)及び臨時審査)は、「認定スキーム文書(UIF03)」を参照のこと。
(2) 認定周期及び現地審査/遠隔審査時期は、認定スキーム文書及び図5を参照のこと。
(3) JCSS認定事業者は、サーベイランス審査を受けること。
(4) JCSS認定事業者は、認定の有効期間満了日までに再認定されなければ、その期間の経過によって認定が失効する。ただし、本要求事項7．(2)によって再認定申請を行ったJCSS認定事業者にあっては、当該再認定の決定がなされた場合には、失効した認定が復活するものとするが、その有効期間は、従前の認定の有効期間満了日の4年後の日までとする。
(5) JCSS認定事業者の重大な不適合が発見された場合又はその恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合、その他IAJapanが必要と判断する場合は、IAJapanが実施する臨時審査を受けなければならない。臨時審査は前もって事業者と予定を調整して行う場合と、無通告で行う場合がある。
(6) 現地審査/遠隔審査(初回認定審査及び区分追加審査における現地審査/遠隔審査を除く。)において、認定基準に適合していないと認められ、適切な是正が行われない場合、IAJapanはJCSS認定の一

時停止又は取消しを行うことがある。



【備考】*1 及び*2 のいずれか早い期日に実施する。

*3　区分追加認定決定以降、認定周期は①と同じとする

図5　JCSS 認定事業者の審査・サーベイランス審査を図に示したもの

8. 技能試験要求事項

第1部と同じ。

9. 認定シンボルの使用及び認定の地位の主張に関する規定

(1) JCSS 認定事業者は、認定された事業区分等の範囲の校正を行った場合、JCSS の標章を付した証明書を発行することができるほか、その証明書において認定シンボルの表示及び／又は認定の地位の主張を行うことができる。認定シンボルを使用する場合及び認定の地位の主張を行う場合は、別に定める「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）」に掲げる事項を遵守すること。認定範囲内の校正結果が一つも含まれない校正証明書には、認定シンボルも認定の地位の主張も含めてはならない。

備考：JCSS 校正証明書における認定の地位の主張の文例については、附属書1を参照のこと。



図6　JCSS 認定事業者が使用できる認定シンボル

(2) 認定シンボルの表示及び／又は認定の地位の主張を、カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書で行うことができる。その場合は、別に定める「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）」に掲げる事項を遵守すること。
附属書5に認定シンボルの使用可の例及び使用不可の例を示す。例以外の使用については、事前にIAJapan の承認を得ること。なお、名刺への認定シンボルの使用が認められるのは、JCSS として認定された事業所に限られるものであり、製造部門などの他部門社員への名刺の認定シンボルの使用は認められない。また、JCSS 校正の依頼を受け付ける営業部門が、「標章の使用方法を記述した書類」に明確に規定され、JCSS として登録された事業所により、適切に管理されていれば、当該営業部門の社員については名刺の認定シンボルの使用が認められる。
(3) 認定シンボルの使用及び／又は認定の地位の主張に付随する情報として、以下の内容を記述してもよい。
・認定事業者の ILAC MRA の認定の地位は、Global ACI MRA の認定の地位に移行している。
・Global ACI の MRA マークが日本国内で法的に使用可能となるまでの間、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを、Global ACI MRA への言及のために継続して使用することが認められている。

10. 届け出の義務
第1部と同じ。

11. 立入検査等
第1部と同じ。

12. 認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し
(1) JCSS 認定事業者が、認定国際基準に適合していない場合又は JCSS 認定事業者が認定を維持するための遵守事項が遵守されていない場合は、その内容の重要度を考慮して、認定国際基準対応資格の一時停止を行う場合がある。認定の一時停止後、JCSS 認定事業者から合理的な理由の説明がないまま、一時停止が 3 ヶ月を超えた場合は、JCSS 認定事業者に状況を確認した上で、次のプロセス（臨時審査の実施、認定取消しの手続きの開始等）に移行する。
(2) JCSS 認定事業者が、次の一つに該当する場合は、認定国際基準対応資格を取り消す。
① (1)で一時停止中の JCSS 認定事業者が改善を行わなかった場合
② サーベイランス審査を受けなかった場合
③ サーベイランス審査の費用を負担しない場合
④ 認定シンボルの使用及び／又は認定の地位の主張にあたって、認定機関の評判を落とすような使用又は主張若しくは認定事業と異なる主張があった場合

JCSS 認定事業者は、認定国際基準対応資格の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに一切の認定の引用及び認定シンボルの使用を停止又は中止すること。また取消しを受けた場合で、認定証が紙面で発行されている場合にはその原紙を速やかに IAJapan に返却すること。

第3部 JCSS 標準物質生産者に対する一般要求事項

1. 目的

この文書は、標準物質生産者としての認定を合わせて希望する JCSS 認定事業者に対して、標準物質生産者の認定を取得又は維持するために必要な事項を定める。

2. 適用範囲

JCSS 認定事業者及び申請事業者であって、JCSS の「密度・屈折率区分の標準液」、「粘度区分の標準液」及び「濃度区分(標準液、標準ガス)」における標準物質生産者の認定の取得又は維持を希望する標準物質生産者(以下、「JCSS 標準物質生産者)という。)に適用する。

なお、第 2 部において、JCSS 認定事業者と記載している部分は、JCSS 標準物質生産者と読み替える。

この一般要求事項は、次の関係法令及び校正機関認定に関する国際指針に基づき作成されたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3. 関係法令及び引用文献

第2部の関係法令及び引用文献のほか、以下のとおり。

・認定スキーム文書(UIF03)

・ISO 17034 (2016) (JIS Q 17034(2018)) : General requirements for the competence of reference material producers (標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)

・ISO Guide 31 (2015) (JIS Q 0031(2018)) : Reference materials − Contents of certificates, labels and accompanying documentation (標準物質ー認証書、ラベル及び付属文書の内容)

4. 用語

(1)から(9)まで、ただし(4)及び(6)を除く

第2部と同じ。

(10) 認定シンボル(JCSS 標準物質生産者)

JCSS 標準物質生産者がその認定の地位を示すことに用いるために、IAJapan によって交付される認定シンボル。認定機関ロゴに、認定番号及び付加情報を加えた一体のもので構成され、JCSS 標準物質生産者が発行する認証書等に使用することができる。

5. 申請事業者及び認定事業者の認定のための審査基準

5. 1 ISO 17034

JCSS 標準物質生産者認定は ISO 17034 を審査基準とする。申請事業者及び JCSS 標準物質生産者は ISO 17034 の該当する要求事項に適合しなければならない。

5. 2 ISO 17034 の適用方針

5. 2. 1 測定の不確かさ(ISO 17034 7.13 項)

測定の不確かさを ISO Guide 35*1)の「10. 測定の不確かさ評価」などを参考に評価すること。

*1) ISO Guide 35 (2017) : Reference materials − Guidance for characterization and assessment of homogeneity and stability

5. 2. 2 認証書(ISO 17034 7.14 項)

5. 2. 2. 1 認証書の様式

認証書は、技術分野ごとに定めた技術的要求事項適用指針に規定する様式がある場合には、その様式を参考として JCSS 標準物質生産者が定め、IAJapan に提出した様式を使用すること。

５．２．２．２ 認証書への署名等

(1) 認証書の発行（承認）に責任を有する者は、IAJapan に発行責任者として届け出ること。また、必要であれば、発行責任者の不在の場合に備えて代理者を指名すること。発行責任者及び代理者は複数名置いてもよい。

(2) 認証書の発行責任者は、認証書に発行責任者の氏名及び役職の識別を原則付すこと。発行責任者の氏名及び役職の識別については電子的な媒体による作成を行ってもよい。ただし、この場合、不正な複製に対する安全保護がなされていること。

５．２．２．３ 記載事項

認証書の記載事項は次のとおりとするほか、ISO 17034、ISO Guide 31 及び本要求事項の９．項に定める JCSS 標準物質生産者認定シンボルの使用及び認定の地位の主張に関する規定のとおりとする。

(1) 特性値の付与を依頼した者の名称及び住所については、顧客から要求があった場合には記載することができる。

(2) 認証書には、認証値及びその不確かさを記載するものとする。

(3) 認証書には、発行者の書面による承諾がない限り、この認証書の一部分のみを複製して用いてはならない旨の記載をすること。

(4) 認証書には、JCSS 標準物質生産者が ISO 17034 に適合し、認定されている旨の表記を行ってもよい。

(5) 認証書には、「JCSS の制度に基づく証明書ではない」旨の記載をすること。

５．２．２．４ 規格適合性の表明

適用しない。

５．２．２．５ 認証書の取扱い

認証書のオリジナルとして、1 件の認証標準物質の認証値に対して、そのロット又はバッチに相当する複数部を発行することができる。発行されたすべての認証書は、技術的記録として保持しなければならない。認証書の複写については、本要求事項の９．項に定める規定に従うものとする。

５．２．２．６ 認証書に用いる言語

認証書に用いる言語は、日本語又は英語とする。

５．２．２．７ 認定範囲外の特性値

認証書には、認定範囲外の特性値を含んでもよいが、その結果は、認定範囲内の認証値と同一の表に含めない等、認定範囲外であることを明確に識別すること。認定範囲内の認証値が一つも含まれない場合は、認定シンボル又は認定の地位の主張を含む認証書は発行できない。

５．２．２．８ 電磁的方法による認証書の発行

第1部 ５．２．２．９に同じ。ここでは、“校正証明書”を“認証書”、“校正事業者”を“標準物質生産者”と読み替えるものとする。

５．２．３ 外部委託 （ISO 17034 6.2 項）

外部委託に係る事項については次のとおりとする。

(1) JCSS 標準物質生産者は、次の作業工程を請負業者に行わせることができる。

a. サンプリング
b. 物質の加工
c. 均質性・安定性試験
d. 値付け
e. 物質の取扱い及び保管
f. 配付

(2) JCSS 標準物質生産者は請負業者が能力を有することを確実にするための手順を持たなければならない。

(3) JCSS 標準物質生産者は適切な手段によって請負業者の能力を評価しなければならず、審査の際に、請負業者の適格性を判断した資料（手順書、技術記録等）を提示しなければならない。また、場合によっては、請負業者に対する審査を実施することがあるので、申請時に該当する工程に対する請負業者の名称、所在地が記載された書類を提出すること（詳細については、「JCSS 登録申請書類作成のための手引き」（JCRP22S01）を参照すること）。

(4) 値付け等、校正能力を要する工程を請負業者に依頼する場合、請負業者は JCSS 認定事業者でなければならない。また、請負業者から発行された当該請負業務に係る JCSS 認定シンボル付校正証明書を入手しなければならない。

(5) 請負業者が実施する工程の定常的なさらなる下請負業務（孫請け）は認めない。

５．２．４ 現地校正

適用しない。

５．２．５ 遠隔校正

適用しない。

５．２．６ 特定二次標準器及び常用参照標準

第2部と同じ。

５．２．７ トレーサビリティ方針

第2部と同じ。

５．３ 校正測定能力の測定不確かさに関する方針

第2部と同じ。

６． 申請事業者及び認定事業者の順守事項

(1) 認定スキーム文書（UIF03）に記載された全ての規定、要求事項に適合すること。

(2) 申請事業者は、認定申請時に別に定める「認定に関する約款」の記載内容について合意すること。

(3) 別に定める「適合性評価機関の権利及び義務（UIF02）」3. 適合性評価機関の義務を遵守すること。加えて認定事業者は、認定の地位の主張に関し、別に定める「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」に掲げる事項を遵守すること。

(4) 認定申請書類に変更が生じた場合、手引きに規定する届出が必要な事例及び提出書類を確認のうえ、「記載事項変更届」により届け出ること。なお、登録(登録更新)審査中の場合は、「登録(登録更新)申請書訂正願」により届け出ること。

(5) IAJapan から認定の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、(4)の様式を用いて IAJapan に届け出ること。

(6) 認定に用いられる規格(例えば、ISO/IEC 17025)を用いて認定又は認証行為を行わないこと。下請負事業者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請負事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであって、ISO/IEC 17011 に基づく認定又は認証ではない旨を明記すること。

7. 審査及び認定周期

第2部と同じ。

8. 技能試験要求事項

第2部と同じ。

9. 認定シンボルの使用に関する規定(JCSS 標準物質生産者)

(1) JCSS 標準物質生産者は、認定された範囲の標準物質生産を行った場合、標準物質生産者認定シンボルを付した認証書を発行することができるほか、その認証書において認定の地位の主張を行うことができる。標準物質生産者認定シンボルを使用する場合及び認定の地位の主張を行う場合は、別に定める「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針」に掲げる事項を遵守すること。



図7 JCSS 標準物質生産者が使用できる認定シンボル

10. 届出の義務

第2部と同じ。

11. 立入検査等

第2部と同じ。

12. 認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し

第2部と同じ(なお、JCSS 認定事業者と記載している部分は JCSS 標準物質生産者と読み替える)。

附 則
（施行期日）
1．この文書は、平成22年8月20日から施行する。
（経過措置）
2．附則1．の施行の際、既に ISO Guide 34（2000）の認定を受けている標準物質生産者は、施行の日から起算して2年を経過する日までに現一般要求事項に適合しなければならない。
3．附則1．の施行の際、既に ISO Guide 34（2000）の登録（更新）申請している標準物質生産者及び定期検査の申込みを行っている標準物質生産者については、当該審査又は定期検査が終了するまでは第12 版を適用する。

附 則
（施行期日）
1． この文書は、2011 年 5 月 2 日から施行する。

附 則
（施行期日）
1．この文書は、2011 年 8 月 26 日から施行する。

附 則
（施行期日）
1． この文書は、2013 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
（施行期日）
1． この文書は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この文書は、2017 年 9 月 1 日から施行する。ただし、以下の事業者にあっては認定センターの移行方針（平成 29･06･27 評基認 002 号）に基づき「JCSS 登録及び認定の一般要求事項（第 17 版）（JCRP21-17）」を適用する。
（1） この文書の施行の日から 2017 年 10 月 31 日までに ISO Guide34 の認定申請を行う事業者。
（2） ISO 17034 への移行を完了するまでの認定事業者（前（1）の申請に基づいて認定を取得した事業者及びこの文書の施行前に既に認定を取得した事業者）。

附 則
この文書は、ISO/IEC 17025(2017)発行日から施行する。ただし、以下の事業者にあっては認定センターの移行方針（平成 29･11･28 評基認 004 号）に基づき「JCSS 登録及び認定の一般要求事項（第 18 版）（JCRP21-18）」を適用する。
（1） この文書の施行の日から 2018 年 5 月末までに ISO/IEC 17025(2005)の申請を行う事業者。
（2） ISO/IEC 17025(2017)への移行を完了するまでの登録事業者（前（1）の申請に基づいて登録を取得した事業者及びこの文書の施行前に既に登録を取得した事業者）。

附 則
この文書は、2019 年1月 1 日から施行する。
なお、校正証明書への ISO/IEC 17025:2017 版への適合に関する言及は、この要求事項に適合していることが認定機関により審査され認定された後から実施すること。それまでの間は校正証明書には ISO/IEC 17025:2005 版に適合していることを明記すること。

附 則
この文書は、2020 年 11 月 5 日から施行する。

附 則
この文書は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この文書は、2022 年 5 月 13 日から施行する。

附 則
この文書は、2025 年 1 月 16 日から施行する。

附 則
この文書は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この文書は、2026 年 10 月 7 日から施行する。

附属書1 校正証明書1ページ目の様式例等

校正証明書記載例1A （JCSS 認定事業者の場合）

認定シンボル
（認定識別）
JCSS XXXX Calibration

総数〇〇頁のうち〇〇頁
証明書番号

校 正 証 明 書

依頼者名	〇〇〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34
品名及び数量	〇〇〇
機器番号	No.1234
製造者名	〇〇〇株式会社
校正項目	〇〇
校正方法	〇〇による△△方式 当社「□□校正手順書」による
校正実施場所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34 〇〇〇株式会社 〇〇校正室
校正年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

校正結果は次頁に示すとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町 1-2-34×××
〇〇〇株式会社
〇〇〇センター所長 〇〇 〇〇 印

・この証明書は、計量法第144条（第1項）に基づくものであり、特定標準器（国家標準）にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
・（電磁的方法による発行の場合）この証明書は電磁的方法により発行したものであり、印刷物は正式な校正証明書ではありません。
・当センターは、認定された範囲において ISO/IEC 17025：2017 に適合していることを、Global ACI（グローバル認定協力機構）の MRA（多角的承認取決め）及び APAC（アジア太平洋認定協力機構）の MRA（相互承認取決め）に参加している独立行政法人製品評価技術基盤機構 適合性評価推進センター 認定センター（IAJapan）によって認定されています（認定識別：JCSS XXXX Calibration）。

※欄外の記述の英文表現例

This certificate is based on article 144 of the Measurement Act and indicates the result of calibration in accordance with measurement standards traceable to Primary Measurement Standards (National Standards) which realizes the physical units of measurement according to the International System of Units (SI). The accreditation symbol is an attestation of which the result of calibration is traceable to Primary Measurement Standards (National Standards).
(電磁的方法による発行の場合) This certificate is issued by electromagnetic means and its printed material is not an official calibration certificate.
The certificate shall not be reproduced except in full, without the written approval of the issuing laboratory.
The calibration laboratory who issued this calibration certificate is accredited to conform to ISO/IEC 17025:2017 within the laboratory's scope of accreditation by IAJapan who is an MRA signatory of the Global Accreditation Cooperation Incorporated (Global ACI) and the Asia Pacific Accreditation Cooperation (APAC) .

(Accreditation Identification: JCSS XXXX Calibration)

校正証明書記載例1B （JCSS 認定事業者の場合で校正ラベルを用いる場合）

認定シンボル
（認定識別）
JCSS XXXX Calibration

総数〇〇頁のうち〇〇頁
証明書番号 YYYYYY

校 正 証 明 書

注1）

YYYYYY
JCSS XXXX
MRA/IAJapan
YYYY-MM-DD

（校正ラベル）

依頼者名	〇〇〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34
品名及び数量	〇〇〇
機器番号	No.1234
製造者名	〇〇〇株式会社
校正項目	〇〇
校正方法	〇〇による△△方式 当社「□□校正手順書」による
校正実施場所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34 〇〇〇株式会社　〇〇校正室
校正年月日	YY 年 MM 月 DD 日

校正結果は次頁に示すとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町 1-2-34×××
〇〇〇株式会社
〇〇〇センター所長　〇〇 〇〇　印

・この証明書は、計量法第144条（第1項）に基づくものであり、特定標準器（国家標準）にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
・（電磁的方法による発行の場合）この証明書は電磁的方法により発行したものであり、印刷物は正式な校正証明書ではありません。
・当センターは、認定された範囲において ISO/IEC 17025：2017 に適合していることを、Global ACI（グローバル認定協力機構）の MRA（多角的承認取決め）及び APAC（アジア太平洋認定協力機構）の MRA（相互承認取決め）に参加している独立行政法人製品評価技術基盤機構　適合性評価推進センター　認定センター（IAJapan）によって認定されています（認定識別：JCSS XXXX Calibration）。
・校正ラベルは校正証明書の一部の情報を校正品に表示することで、校正の状況をわかりやすくするためのものです。※）

※　欄外の記述の英文表現例

This certificate is based on article 144 of the Measurement Act and indicates the result of calibration in accordance with measurement standards traceable to Primary Measurement Standards (National Standards) which realizes the physical units of measurement according to the International System of Units (SI). The accreditation symbol is an attestation of which the result of calibration is traceable to Primary Measurement Standards (National Standards).

（電磁的方法による発行の場合）This certificate is issued by electromagnetic means and its printed material is not an official calibration certificate.

The certificate shall not be reproduced except in full, without the written approval of the issuing laboratory.

The calibration laboratory who issued this calibration certificateis accredited to conform to ISO/IEC 17025:2017 within the laboratory's scope of accreditation by IAJapan who is an MRA signatory of the Global Accreditation Cooperation Incorporated (Global ACI) and the Asia Pacific Accreditation Cooperation (APAC) . (Accreditation Identification: JCSS XXXX Calibration)

Calibration label is to identify calibration status easily by attaching some information of Calibration Certificate to the calibrated item.

校正証明書記載例2A （登録事業者の場合）

標章	
	登録番号

総数〇〇頁のうち〇〇頁
証明書番号

校 正 証 明 書

依頼者名	〇〇〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34
品名及び数量	〇〇〇
機器番号	No.1234
製造者名	〇〇〇株式会社
校正項目	〇〇
校正方法	〇〇による△△方式 当社「□□校正手順書」による
校正実施場所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34 〇〇〇株式会社　〇〇校正室
校正年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

校正結果は次頁に示すとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町 1-2-34×××
〇〇〇株式会社
〇〇〇センター所長　〇〇 〇〇　印

・この証明書は、計量法第144条（第1項）に基づくものであり、特定標準器（国家標準）にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。標章は、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
・（電磁的方法による発行の場合）この証明書は電磁的方法により発行したものであり、印刷物は正式な校正証明書ではありません。
・当センターは ISO/IEC 17025 :2017 に適合しています。
・次回校正の推奨時期は〇〇年〇〇月です。

校正証明書記載例2B 登録事業者の場合で校正ラベルを用いる場合）

標章
（登録番号）
JCSS XXXX

総数〇〇頁のうち〇〇頁
証明書番号 YYYYYY

校 正 証 明 書

注1）

YYYYYY
JCSS XXXX
YYYY-MM-DD

（校正ラベル）

依頼者名	〇〇〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34
品名及び数量	〇〇〇
機器番号	No.1234
製造者名	〇〇〇株式会社
校正項目	〇〇
校正方法	〇〇による△△方式 当社「□□校正手順書」による
校正実施場所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-2-34 〇〇〇株式会社 〇〇校正室
校正年月日	YY 年 MM 月 DD 日

校正結果は次頁に示すとおりであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇〇市〇〇町 1-2-34×××
〇〇〇株式会社
〇〇〇センター所長 〇〇 〇〇 印

・この証明書は、計量法第144条（第1項）に基づくものであり、特定標準器（国家標準）にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。標章は、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
・（電磁的方法による発行の場合）この証明書は電磁的方法により発行したものであり、印刷物は正式な校正証明書ではありません。
・当センターは ISO/IEC 17025:2017 に適合しています。
・校正周期は〇年を推奨します。
・校正ラベルは校正証明書の一部の情報を校正品に表示することで、校正の状況をわかりやすくするためのものです。

附属書2 JCSS を引用した校正ラベルを使用する場合についての規定

1. 使用する登録番号若しくは認定番号、標章又は認定シンボルについて

JCSS 登録又は認定を引用した校正ラベルを使用する場合は、登録番号若しくは認定番号及び標章又は認定シンボルは第1部9. 3. 2の図3又は「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」5. 3の図4に規定されたものを使用することとし、校正ラベルの様式を IAJapan に提出すること。

また、校正証明書の表紙には附属書1校正証明書記載例1B 又は2B の注1)のように校正ラベルの内容を表示する(印刷、貼付等何らかの方法で表示する)こと。

なお、この規定で定める以外の記載項目、方法等で校正ラベルを校正器物に貼付する場合は事前に IAJapan の承認を得ること。

2. 校正ラベルの様式

(1)レイアウト

校正ラベルのレイアウトは次のようなものであり、校正証明書の表紙に表示された内容と同じであること。

① JCSS 認定事業者の場合

YYYYYY	← 校正証明書の発行番号
JCSS XXXX MRA/IAJapan	← 1段目は JCSS を付した8桁の認定番号。2段目及び3段目は IAJapan 及び国際 MRA に対応していることの表記
YYYY-MM-DD	← 校正実施の年月又は年月日

②登録事業者の場合

YYYYYY	← 校正証明書の発行番号
JCSS XXXX	← 通常の登録番号4桁の左に JCSS を付した8桁の登録番号
YYYY-MM-DD	← 校正実施の年月又は年月日

(2)寸法

校正ラベルの寸法は、各事業者が規定してよい。ただし、校正証明書に表示したものを基本の大きさとし、貼付する校正器物が小さい場合等は明確に判読できる範囲で縮小できることとする。

(3)色

校正ラベルの色は各事業者が規定してよいが、記述は原則、黒とし、容易に消えない方法で表記すること。

(4)品質

校正ラベルは、可能な限り次の事項を防止するような適切な素材で作成されること。

- ラベルが校正された器物から故意ではなくはがれてしまうこと。
- 摩耗や劣化で破れたり、汚れたり、読めなくなること。
- 校正された器物の操作性を制限すること。

(5)校正実施の年月又は年月日

校正実施の年月を表記する場合は、年号又は西暦(下2桁でもよい)YYYY-MM で、年月の順に表記すること。

校正実施の年月日を表記する場合は、年号又は西暦（下2桁でもよい）YYYY-MM-DD で、年月日の順に表記すること。

3. その他の付記事項

前項で規定する校正ラベルの表示事項が判読できる場合、「校正証明書番号」、「登録番号又は認定番号」、「校正年月又は校正年月日」等の表示項目名、登録事業所名及び説明文書を付記しても良い。ただし、登録事業所名及び説明文書を付記する場合は次項に従うこと。

また、顧客との合意がある場合は、校正周期に関する推奨事項の表記及び校正ラベルの欄外に顧客が記載するための「再校正を行うべき期日又は有効期間満了の基準」の空欄を設け、校正ラベルと一緒に校正器物に貼付することができる。

3．1 登録事業所名

顧客が校正器物に対する照会先を特定できる目的のために、校正機関名及び住所、電話番号又は FAX 番号は付記しても良い。

この場合、校正実施部署は必ず表記すること。

3．2 校正ラベルについての説明

校正ラベルについての説明を、校正証明書の欄外に記載してもよい。記載例は次のとおり。

「校正ラベルは校正証明書の一部の情報を校正品に表示することで、校正の状況をわかりやすくするためのものです。」

3．3 校正周期に関する推奨事項の記載について

顧客との合意に基づく、校正周期に関する推奨事項を表記する場合の例を示す。

（JCSS 認定事業者の場合）

YYYYYY
JCSS XXXX MRA/IAJapan
YYYY-MM-DD 推奨校正周期 ◯年

← 「校正周期〇年（推奨）」とすることもできる。

3．4 再校正を行うべき期日又は有効期間満了の基準を記載するための空欄について

校正ラベルの欄外に顧客が記載するための「再校正を行うべき期日又は有効期間満了の基準」の空欄を設ける場合の例を示す。

（JCSS 認定事業者の場合）

YYYYYY
JCSS XXXX MRA/IAJapan
YYYY-MM-DD 推奨校正周期 ◯年

← 「校正周期〇年（推奨）」とすることもできる。

再校正日 － －

← 「校正有効期限」とすることもできる。

← 年月又は年月日の欄は顧客が記載するため空欄とすること。

附属書3 現地校正を行う場合の要求事項

1. 目的・適用範囲

この附属書は、登録事業者が常設校正施設以外の場所で校正を実施する場合の要求事項を規定するものである。

2. 用語

この附属書では、次の定義を適用する。

2．1 常設校正機関:恒久的校正施設により校正業務を実施する事業者

2．2 常設校正施設:事業者の登録に係る計量器の校正等を行う部署(事業所)のうち、恒久的な校正施設をいう。

2．3 現地校正:常設校正施設がある構内や敷地以外の場所で、登録事業者の要員により行われる校正。現地校正の種類は次のとおりとする。

(a) 出張校正:要員が派遣されて顧客の指定する場所で実施する校正。

(b) 移動校正:要員が派遣されて校正機関の所有する校正車内等で実施する校正。

2．4 現地校正要員:登録事業者の要員(契約による技術要員を含む。)であって、現地校正を実施する者。

2．5 支援要員:顧客又は第三者の要員であって、現地校正の支援を行う者。

2．6 顧客:校正の依頼者。

2．7 関係要員:現地校正要員及び支援要員など、現地校正に関係するすべての要員。

3. 現地校正の要求事項

3．1 一般

3．1．1 ISO/IEC 17025 の要求事項を満たすこと。

3．1．2 現地校正で用いる施設・設備が顧客や第三者の所有である場合には、現地校正の適切な運営に関し、顧客との間で合意していること。この合意には、顧客の対象器物、支援要員及び設備の特定を含み、使用する設備・機器及び支援要員が校正事業者の要求事項を満たすことを確実にすること。

3．2 マネジメントシステム、組織

3．2．1 マネジメントシステム文書は、現地校正手順等について規定していること。これは、適切な場合、次を含むこと。

(a) 現地校正場所に必要な施設、設備及び機器

(b) 現地校正の校正対象及び校正方法

(c) 現地校正の運営に対する関係要員の責任・権限

(d) 支援要員が校正の支援を行う際の支援可能な作業

3．2．2 現地校正において必要な手順等を定めた文書は現地校正場所で校正要員がいつでも利用できること。

3．2．3 マネジメントシステムの内部監査は、常設校正機関に適用されるものと同様の手順で実施しなければならない。

内部監査として、現地校正への同行の必要性も検討すること。

3．3 現地校正要員

3．3．1 現地校正要員は、適切に訓練され、特定の現地校正を行う力量があることを確保する手順を持つこと。全ての現地校正要員の力量の証拠が常に参照できること。

３．３．２ 現地校正において支援要員が校正結果に影響を与えるような操作を行う場合、現地校正要員によって、十分な監督が行われること。
３．３．３ 登録事業者の要員でない者は登録校正を行ってはならない。

３．４ 環境
３．４．１ 現地校正に用いる設備、機器等の性能に対する環境が与える影響をチェックする手順があること。
３．４．２ 校正は、結果を無効にするような環境下で実施してはならない。
３．４．３ 現地校正場所では整理・整頓を確保する適切な対策が取られること。

３．５ 設備
３．５．１ 現地校正で用いる施設、設備及び機器等の運転、維持及び校正の手順があること。このような設備及び機器等に関係する文書は現地校正場所で校正要員及び支援要員が利用できること。
３．５．２ 現地校正のための設備、機器等を現地校正場所へ輸送した場合には、現地校正場所においてそれらが正常に動作することを確保するための対策が取られること。現地校正場所で校正に必要な全ての設備が利用できるかチェックするためにチェックリストが使われることを推奨する。
３．５．３ 現地校正要員が顧客又は第三者の所有する施設、設備及び機器を利用する場合、それらが現地校正に適した状態であることを確保すること。

３．６ トランスファスタンダード
３．６．１ 現地校正場所でトランスファスタンダードを使う場合、現地校正に使用する際に必要な校正状態が維持されるよう適切な対策が取られること。
３．６．２ 起こりうる環境変化、主電源及び他の関連するパラメータの変化に対するトランスファスタンダードの特性が把握できていなければならない

３．７ 校正の方法と手順
３．７．１ 現地校正に用いる測定手順は現地校正要員が現地校正場所で利用できること。
３．７．２ 現地校正場所で現地校正に用いる標準及び環境測定機器等の補正に必要な参照データを最新に維持すること。

３．８ 測定不確かさ
３．８．１ 現地校正の校正測定能力を宣言すること。その際には環境条件等の影響を考慮して GUM に基づき評価すること。
３．８．２ 必要な場合、事前に現地校正時を模擬した校正手順について不確かさの算出を行い、現地へ派遣する現地校正要員に校正の不確かさ算出が容易となるような校正方法（手順）を持つこと。その方法には、事前に想定した環境条件以内であることを校正従事者が確認するステップを含むこと。

備考：現地校正時を模擬した校正手順の不確かさの算出については、次のような事例を参考にするとよい。

例1）現地で 1 回の測定でタイプ A の統計処理をしない場合

被校正デジタル計量器のばらつきが 1 カウント以内の桁までを測定有効桁とし、不確かさはその下の桁の 1/2 とする。使用する計量器は JCSS 校正がほどこされていること。

例2）現地で複数回の測定を行う場合のタイプ A 評価の扱い

ランダム変数としてばらついている桁のデータも利用する場合は、事前に常設校正施設で現地校正時を模擬した校正手順により多数回の観測したデータから求められたプールされた標

準偏差 $s_P/\sqrt{n}$ とタイプ B により求めた拡張不確かさを用いるようにすれば現地で不確かさ計算は省略できる場合がある。校正等の値は一般に平均値を求め、上位標準から JCSS 校正証明書の校正等の値を用いて補正されること。トランスファスタンダードは校正周期・期間の長期安定度が考慮されていること。この場合、現地での測定回数は不確かさを考慮し決めること。トランスファスタンダードに標準分銅や標準抵抗のような標準器を用いない場合は、事前に JCSS 校正された計量器を用いること。

３．９ 記録

３．９．１ 全ての得られた結果を記録・報告する手順があり、それらは登録事業者により運営されているマネジメントシステムと連携していること。

附属書4 遠隔校正を行う場合の要求事項

1. 目的・適用範囲

この附属書は、登録事業者が遠隔校正を実施する場合の特定要求事項を規定するものである。

2. 用語

この附属書では、次の定義を適用する。

2．1 遠隔校正：登録事業者の常設校正施設以外に設置された顧客の校正器物を対象に、校正に関わる情報を顧客と交換することにより、校正時には、登録事業者の要員を派遣することなく登録事業者が行う校正。

参考：ここで顧客と情報を交換することには次のようなものを含む。

(a) 遠隔操作のための制御情報の登録事業者から顧客への送信
(b) 校正・測定データ等の取得、伝送に関するセキュリティの確保のための指示、確認
(c) 現地施設で取得した校正・測定データ、環境データ等の登録事業者への伝送
(d) 現地施設における支援要員及び校正実施状況の監視
(e) その他校正に必要な情報交換、作業指示等

2．2 遠隔校正事業者：遠隔校正業務の実施主体である登録事業者。校正証明書の発行を含み、遠隔校正結果の全体に責任を有する。

2．3 遠隔校正用仲介器：顧客の校正器物設置場所に送付され、登録事業者が顧客の校正器物を校正する際の仲介物として使用される測定用装置等。

参考：ここでいう測定用装置等には計量標準や仲介用信号も含まれる。

2．4 常設校正施設：計量器の校正等を行う登録事業者の部署（事業所）のうち、恒久的な校正施設をいう。

2．5 現地施設： 遠隔校正される校正器物が設置された施設。

2．6 遠隔校正用現地設備： 現地施設内で使用される遠隔校正のための設備、機器。現地施設での校正作業の操作に必要な機器や環境条件測定装置等を含む。

2．7 遠隔校正要員： 遠隔校正事業者の職員であって、現地施設における校正作業の遠隔操作を行う要員。

2．8 支援要員：遠隔校正事業者と契約した顧客の要員又は遠隔校正事業者・顧客と契約した第三者であって、現地施設内において、校正器物、遠隔校正用仲介器及び遠隔校正用現地設備の操作を行う者。

2．9 支援サービス：遠隔校正実施のために支援要員が行う業務

2．10 顧客： 校正の依頼者

3. 遠隔校正の要求事項

3．1 組織

3．1．1 顧客からの支援サービスを含め、遠隔校正事業者は、遠隔校正全体が ISO/IEC 17025 の関連要求事項を満たすことに責任がある。

3．1．2 遠隔校正事業者は、自身の業務範囲と遠隔校正の実施に必要な支援サービスの内容を明確に規定すること。

3．1．3 遠隔校正事業者は、支援要員を含み遠隔校正の実施に当たるすべての要員の責任、権限及び相互関係を明確に規定すること。

3．2 マネジメントシステム

3．2．1 マネジメントシステム文書は、遠隔校正事業者の施設及び現地施設での校正・操作等について規定していること。この中には、必要かつ適切と判断される場合には、次の事項を含むこと。

(a) 遠隔校正に必要な施設、設備及び機器
(b) 校正器物及び校正方法
(c) 現地施設でのデータの入力又は収集、保管及び伝送手段(データの改ざん防止のための方策を含む)
(d) 遠隔校正用現地設備の性能を確認する方法
(e) 遠隔校正の運営に対する関係職員の責任・権限
(f) 支援要員の指名を含めた顧客との契約
(g) 校正のために必要な支援要員に対する指示文書、及び必要な場合には支援要員に対する指導・訓練の手順
(h) 現地施設に対する要求条件
(i) 遠隔校正事業者の施設でのデータ処理、校正証明書発行に関する手順

3．2．2 遠隔校正事業者は、支援要員が操作や作業を誤り無く実施できるために必要なすべての手順書、指示文書を提供し、支援要員が必要な場合、いつでも利用できるようにすること。
参考:指示文書は、顧客が現地施設管理用に保有する手順書等によって補完される場合がある。

3．2．3 遠隔校正事業者は、顧客又は支援要員が校正・測定データの恣意的な改ざんにより不当な利益を得ることが困難なように、マネジメントシステムを構築すること。
参考:支援要員の作業時にデータを同時に転送・確認する。あるいは、遠隔校正用仲介器の校正等の値を、支援要員と顧客に開示しない等の手段が考えられる。

3．3 契約の内容の確認

3．3．1 遠隔校正事業者は、遠隔校正の適切な運営のために顧客又は第三者からの支援サービス等が必要な場合、顧客との間でこの支援サービスの提供について契約を結ぶこと。この契約は、顧客に対して校正業務を提供することを示す書面に含まれることが望ましい。契約には次の事項を含むこと。
(a) 支援サービスの内訳(例えば、遠隔校正用仲介器の取扱い、現地施設、遠隔校正用現地設備、支援要員の提供等)
(b) 支援サービスの期間
(c) 支援サービスの条件(例えば、有償/無償、支援要員の教育訓練の必要性等)
(d) 支援サービスのために実施される指導・訓練、資格付与の概要
(e) 支援サービスの機密保持、公正性に関する誓約
(f) 不適合が発見された場合の処置と責任

3．4 サービス(業務)の購買

3．4．1 遠隔校正事業者は、支援要員が現地施設で使用する遠隔校正用現地設備、遠隔校正用仲介器の取り扱い及び操作について指導・訓練され、適切な能力を有することを確実にしなければならない。また、遠隔校正用現地設備等の顧客又は第三者から提供される設備・機器について、それらの性能が要求する仕様に適合していることを確実にしなければならない。遠隔校正事業者は、顧客又は第三者から提供される支援サービスを評価し、承認する責任を負う。

3．4．2 これらの評価のため、遠隔校正事業者は、遠隔校正業務実施時までに現地施設で評価を行うこと。また、遠隔校正業務実施後も必要に応じ現地施設に出向き評価を行うことを含むこと。

３．５ 記録の管理

３．５．１ 遠隔校正事業者は、校正・測定データの収録にパーソナルコンピュータ等が用いられる場合、顧客に他の顧客の情報が漏洩しないよう、遠隔校正事業者は機密保持に関する十分な対策を講じなれなければならない。

３．５．２ 遠隔校正事業者は、校正・測定データ改ざん防止のためのデータ入力又は収集、保管、伝送時のアクセス制限や電子的に保存されている校正・測定データのバックアップについて有効な方策が講じられなければならない。

３．５．３ 遠隔校正事業者は、必要に応じて現地施設で実施された測定の結果を環境条件等の関連観察記録とともに保管すること。

３．６ 内部監査

３．６．１ 内部監査は、顧客から提供される支援要員及びその支援サービスについてもカバーしなければならず、少なくとも支援要員に対する指導・訓練記録や校正前のチェック等で、提供された支援サービスが遠隔校正事業者の要求する仕様を含め「JCSS 登録及び認定の一般要求事項」に適合しているかについて評価すること。

３．６．２ 内部監査の結果又は苦情を通じ、顧客から提供された支援サービスに不適合が発見された場合は、遠隔校正事業者の責任においてこの不適合を解決し、再発防止対策等を講じること。

３．７ 支援要員

３．７．１ 遠隔校正事業者は、支援要員の行う作業が校正結果に重大な影響を与える場合は、遠隔校正業務開始時までに関連する装置等の操作が適切に行えることを確認し、資格を付与すること。また、必要であれば支援要員に対し指導・訓練を行うこと。ただし、顧客が ISO/IEC 17025 の登録を取得した校正機関であって、該当する作業が登録の範囲に入っている場合は、顧客との契約によりその指導・訓練業務の実施を顧客に委託することができる。

参考：指導・訓練の程度は支援要員が行う作業の重要性に依存する。指導・訓練は、遠隔校正事業者が直接行うことを原則とするが、顧客の企業グループ等における指導・訓練の記録又は当該技術に関わる製造者等の指導・訓練記録を見て、適切であることを判断することもある。

３．７．２ 支援要員には、指示文書又は指導・訓練に含まれる範囲以外の作業は行わせない。ただし、指示文書にない作業であっても、遠隔校正要員の指示による作業は行うことができる。

３．７．３ 支援要員は、遠隔校正事業者の指示による遠隔校正実施時には、遠隔校正事業者の契約要員として校正の実施に関する責任を持つことに合意し、公平性を確保することを誓約すること。

３．７．４ 遠隔校正事業者は、データ確認等の手段により、監視・監督することにより、規定した手順に従って支援要員が適切に業務を行うことを確実にすること。

参考：校正作業の監視は必ずしも時間的に継続した監視を意味しておらず、作業の重要ポイントについて適宜確認することでもよい。

３．８ 施設及び環境条件

３．８．１ 遠隔校正事業者は、規定慣らし時間を含め、要求される環境条件が現地施設において遠隔校正の実施期間中、満たされていることをチェックできること。

３．９ 校正方法及び妥当性確認

３．９．１ 遠隔校正事業者は自身が実施する遠隔校正方法の妥当性を確認する。この時には次のような事項を確認することが望ましい。

(a) 遠隔校正結果と通常行われている他の校正(持ち込み校正等)結果との比較
(b) 複数の校正事業者による相互遠隔校正の結果
(c) 遠隔校正方法についての論文(査読されていることが望ましい)

3．9．2 現地施設における校正作業は遠隔校正事業者が管理すること。校正作業の監視、遠隔校正事業者と顧客が適宜情報交換するための伝達手段について手順を有すること。

3．9．3 現地施設における支援要員の操作と取得されるデータは、校正実施期間を通じて適宜遠隔校正事業者が把握できること。

3．9．4 装置の操作、校正・測定データの入力又は収集、データ伝送がソフトウェアによってコントロールされる場合は、それらのソフトウェアは遠隔校正が円滑に実施できるものであり、適切に妥当性が検証され十分に文書化されていること。

3．9．5 装置の操作、校正・測定データの入力又は収集、データ伝送がインターネットを通じて実施される場合は、認証、アクセス管理、機密保護、データの完全性保護、プライバシー保護を含むセキュリティ対策が適切に機能していること。

3．9．6 遠隔校正の校正測定能力は、遠隔校正事業者によって宣言されなくてはならない。

3．9．7 測定の不確かさを評価する場合には、遠隔校正事業者施設における遠隔校正用仲介器の安定性、現地施設の環境管理、遠隔校正用仲介器の現地施設への輸送及び顧客による取り扱い、データ伝送等遠隔校正特有の不確かさ要因も考慮されること。

3．9．8 遠隔校正事業者は、現地施設の環境条件の不確かさへの影響について評価し、必要であれば維持すべき環境条件を顧客に通知すること。

3．10 遠隔校正用仲介器

3．10．1 遠隔校正用仲介器を輸送する場合、遠隔校正に使用する際に必要な性能が維持されるよう適切な対策が取られること。また、輸送に伴う不確かさの増加について評価すること。

3．10．2 起こりうる環境変化、主電源及びその他の関連するパラメータの変化に対する遠隔校正用仲介器の特性が把握されていること。

3．10．3 遠隔校正用仲介器を顧客に輸送する場合、顧客に遠隔校正用仲介器及び付属品のリストを提供すること。また、必要に応じ遠隔校正用仲介器の開梱、梱包、取り扱い、設置等についての説明書を提供すること。

3．10．4 遠隔校正用仲介器の記録は、輸送の履歴に加え、輸送前後のチェック結果、あらゆる調整の詳細、損傷や不具合の原因となりうる事故の詳細を含むこと。

3．10．5 遠隔校正用仲介器が調整可能なタイプのものである場合、必要に応じて現地施設での不要な調整から保護する対策が取られること。

附属書5 カタログ、レターヘッド及びその他の宣伝文書等に対する標章又は認定シンボルの使用例

凡例:＜JCSS 標章＞は標章を示す。〇〇△△は登録番号を示す。

Ⅰ. 登録事業者の場合

1. JCSS 標章の使用可能な例

(1) ＜JCSS 標章＞

〇〇△△

は、計量法に基づく校正事業者登録制度の標章です。当(当社、当法人、弊社等可)標準室(校正室、試験室等可)は、××区分の登録事業者で、〇〇△△は当標準室の登録番号です。JCSS 登録事業者は ISO/IEC 17025 を基準として登録されています。

(2) 当社(当社、当法人、弊社等可)標準室(校正室、試験室等可)は、計量法校正事業者登録制度に基づく登録事業者です。JCSS 登録事業者は ISO/IEC 17025 を基準として登録されています。登録事業者が校正した校正機器等には、

＜JCSS 標章＞

〇〇△△

の標章がついた証明書を発行することができます。〇〇△△は当標準室の登録番号です。

(3) ＜JCSS 標章＞

〇〇△△

は、計量法に基づく校正事業者登録制度の標章で、当標準室は、××区分の登録事業者です(〇〇△△は当標準室の登録番号です。)。JCSS 登録事業者は ISO/IEC 17025 を基準に登録されています。

2. JCSS 標章の使用不可な例 JCSS 標章のみを用いている)

(1) 登録事業者マーク

＜JCSS 標章＞

〇〇△△

(2) 登録番号

＜JCSS 標章＞

〇〇△△

(3) ＜JCSS 標章＞

〇〇△△

㈱ABCD校正室

3. 名刺に使用する場合の使用例



当社(当法人、弊社等可)標準室(校正室、試験室等可)は JCSS 登録事業者です。
0000 は当標準室の登録番号です。

Ⅱ. JCSS 認定事業者の場合

1. 宣伝媒体の認定シンボルの使用例



当社は、認定基準として ISO/IEC 17025 を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関(IAJapan)は、Global ACI の多角的承認取決め(MRA)及び APAC の相互承認取決め(MRA)に参加しています。

当社(当法人、弊社等可)標準室(校正室、試験室等可)は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。JCSS 0000 は、当標準室の認定識別です。

2. 名刺に使用する場合の使用例



当社(当法人　弊社等可)標準室(校正室、試験室等可)は国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。JCSS 0000 は当標準室の認定識別です。

3. その他の宣伝文書等について

カタログ、レターヘッド以外のその他の宣伝文書等には次が含まれる。

・コミュニケーションツール(プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等)
・JCSS 認定事業者の文房具(宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺等)
・イベントツールとディスプレイ(ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等)
・オンラインアプリケーション(Web サイト、ニュースレター、電子メールの署名等)

JCSS 登録及び認定の一般要求事項 改正のポイント

○ 認定シンボルの使用及び／又は認定の地位の主張に付随する情報等の変更

○ Global ACI 文書に移行した ILAC 文書について、文書名を変更(ILAC P14 を Global ACI-TECH-1-009 に、ILAC G8 を Global ACI TECH-1-002 にそれぞれ置き換え)

なお、本文中、主な改正箇所には下線を引いてあります。